

# 成年後見制度の申立経費助成のご案内

この制度は、成年後見制度の利用が必要な親族等の後見開始等の申立てを行おうとする方が、所得や資産が少ないために、申立経費を負担することができない場合に、手数料等や鑑定費用を助成するものです。

**※必ず、申立て前にご相談ください（申立て後は申請できません）。**

## 助成の内容

- ① 手数料等（申立手数料・郵便切手代・登記手数料）… 収入印紙、郵便切手を手渡します。
- ② 鑑定費用（家庭裁判所より通知があった場合のみ）… 本会が家庭裁判所へ直接振り込みます。

## 助成の対象者及び要件

後見開始等の審判請求を行おうとする方（申立人）であり、かつ、次の①から⑤の全てに該当しているもの。

- ① 後見開始等の審判請求時において、本人が中野区に住民登録があること。
- ② 申立てに際し、中野区成年後見支援センターの申立て支援に関する事業を利用していること。
- ③ 本人及び申立人が、住民税非課税世帯の者または生活保護受給者
- ④ 本人及び申立人名義の預貯金口座の残高等の合計額が、それぞれ600,000円以下であること
- ⑤ この制度以外の助成制度を利用していない者

## 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 本人及び申立人の生活保護受給証明書又は直近の区市町村民税の非課税証明書等
- (3) 本人及び申立人の預貯金通帳、預金証書の写し
- (4) 本人と申立人の関係がわかる戸籍謄本等の写し

※申請手続きにあたり、家庭裁判所に提出する申立書類一式を確認させていただきます。

## 審判確定後

成年後見等の審判が確定後、家庭裁判所からの「後見開始等の審判書」謄本の写しを提出していただきます。

<問合せ先> 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区成年後見支援センター  
中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階 / 電話 5380-0134 FAX5380-0591  
<業務日時> 月～土曜日 9:00～17:00(日・祝日・第3月曜を除く)